

2 関連資料

1) 東近江市地域福祉計画策定委員会委員名簿（敬称略）

番号	氏名	所属
1	平野 隆之	日本福祉大学 副学長
2	池田 正男	公募市民
3	中島 政子	公募市民
4	大塚 ふさ	東近江市民生委員児童委員協議会 会長
5	高岡 秀嗣	東近江市老人クラブ連合会 副会長（～平成28年4月26日）
	池之内陽多	東近江市老人クラブ連合会 幹事（平成28年4月27日～）
6	向井 隆	蒲生地区まちづくり協議会 会長
7	中嶋久仁子	特定非営利活動法人まちの相談室よりそい
8	堤 洋三	てんびん倶楽部 代表 社会福祉法人六心会 理事長
9	野々村光子	働き暮らし応援センター “tekito-” センター長
10	中島みちる	東近江市切れ目ない子育て拠点づくり事業 切れ目ない支援員 特定非営利活動法人エトコロ
11	眞弓 洋一	東近江市社会福祉協議会地域福祉課 課長
12	川嶋 富夫	永源寺地区社会福祉協議会 会長
13	小田原健一	一般社団法人東近江医師会 会長
14	楠神 涉	東近江圏域介護支援専門員連絡協議会 会長 特定非営利活動法人加楽 所長
15	川副きよ子	東近江市障害者施設連絡協議会 会長 特定非営利活動法人あいとう和楽 所長
16	堤 吉男	東近江アーバンデザインセンター準備会 会長

事務局

	山田 明宏	健康福祉部 部長
	若林 陽子	健康福祉部 次長
	野澤 淳	健康福祉部健康福祉政策課 課長
	泉本 了	健康福祉部健康福祉政策課 課長補佐
	中井 基弘	健康福祉部健康福祉政策課 主査

2) 東近江市地域福祉プロジェクト委員名簿（敬称略）

番号	氏名	役職	所属
1	村田 淳子	参事	総務部 まちづくり協働課
2	谷 佑一郎	主事	企画部 企画課
3	山口美知子	課長補佐	市民環境部 森と水政策課
4	井上 良一	係長	健康福祉部 社会福祉課（平成27年度委員）
	小林 忠司	係長	健康福祉部 社会福祉課（平成28年度委員）
5	河合喜久子	参事	健康福祉部 福祉総合支援課
6	外村 俊夫	主幹	健康福祉部 福祉総合支援課（平成27年度委員）
	若林 広之	副主幹	健康福祉部 福祉総合支援課（平成28年度委員）
7	井口みゆき	課長補佐	健康福祉部 長寿福祉課
8	中西 眞弓	参事	健康福祉部 障害福祉課
9	中嶋 圭子	係長	健康福祉部 健康推進課
10	森居 信子	参事	健康福祉部 発達支援センター
11	沢田 美亮	課長	健康福祉部 地域医療政策課
12	猪田 誠	主幹	こども未来部 こども家庭課
13	中西美智代	参事	産業振興部 商工労政課

3) 計画策定の経過

年 月 日	会議等
平成27年 6月24日	東近江市地域福祉プロジェクト委員会 (第1回)
7月 8日	団体ヒアリング (～平成28年1月22日まで、9団体)
9月16日	東近江市地域福祉プロジェクト委員会 (第2回)
10月14日	第1回東近江市地域福祉計画策定委員会
11月13日	社会福祉法人による公益的活動調査 (～12月1日まで)
12月 4日	東近江市地域福祉プロジェクト委員会 (第3回)
平成28年 2月 5日	東近江市地域福祉プロジェクト委員会 (第4回)
2月22日	第2回東近江市地域福祉計画策定委員会
5月27日	第3回東近江市地域福祉計画策定委員会
	東近江市地域福祉プロジェクト委員会 (第5回)
7月20日	社会福祉法人の地域貢献セミナー
9月 2日	第4回東近江市地域福祉計画策定委員会
	東近江市地域福祉プロジェクト委員会 (第6回)
10月14日	第5回東近江市地域福祉計画策定委員会
	東近江市地域福祉プロジェクト委員会 (第7回)
12月21日	第2次東近江市地域福祉計画の策定に向けた研修会
12月22日	第2次東近江市地域福祉計画(案)に対するパブリックコメント (～平成29年1月20日まで)
平成29年 2月10日	第6回東近江市地域福祉計画策定委員会
	東近江市地域福祉プロジェクト委員会 (第8回)

4) 策定委員会設置要綱

東近江市地域福祉計画策定委員会要綱

平成21年8月31日

東近江市告示第322号

改正 平成26年4月1日東近江市告示第230号

(設置)

第1条 地域住民、地域団体等との協働により地域福祉の計画的な推進を図ることを目的として、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定による東近江市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、東近江市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項等)

第2条 策定委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画に関する調査研究に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項に関すること。
- 2 策定委員会は、前項に規定する事項に関し、市長に対し報告するものとする。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募による市民
- (3) 社会福祉を目的とする団体又は事業者の代表
- (4) 保健、医療又は福祉施設等の関係者
- (5) 市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画の策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(作業委員会)

第7条 計画の策定に必要な資料の検討及び提供、計画原案の作成等を行い、計画の策定作業を円滑に推進するため、作業委員会を置くことができる。

2 作業委員会の委員は、市民、市職員等のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 作業委員会に委員長を置き、作業委員会の委員の互選により定める。

4 作業委員会の委員長は、作業委員会における作業の経過、結果等について、策定委員会に報告するものとする。

(守秘義務)

第8条 策定委員会若しくは作業委員会の委員又は委員であった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第9条 策定委員会の事務局は、健康福祉部健康福祉政策課に置く。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年9月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この告示の施行後最初に開催される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (平成26年東近江市告示第230号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。